

開放の実像 指定管理者制度が始まる

地方自治体が持つ施設の管理運営を民間企業にも開放する指定管理者制度が、4月から本格的に動き出す。行政のコスト削減を進め、同時に民間のノウハウを生かして住民サービスを向上させようという狙いだが、公共施設の性格がいまいちなることや、トラブルや事故が起きた場合の責任への懸念もある。都内などの現場から、制度が本来の趣旨に沿って運用されるための課題を探る。

足立区の第3セクター「足立コミュニティ・アーツ」の個人株主の男性は、今月中旬、区教委文化課の大高秀明課長から「株を売ってくれませんか」と持ちかけられた。理由を尋ねた男性は、課長は「区の出資比率を50%以上にした」と説明、区が主導権を握って、同社の役員刷新を検討していることをおぼわせた。大高課長は「アーツ社は指定管理者だが、これからは運営を任せるから、今は決めていない」と続け、解散してもアーツ社には資産がない。株券は価値が下がってしまっても知れない」と話したという。アーツ社は、2004年8

「民なら黒字」甘かった

見切り発車 逆に負担増

月にオープンした北千住駅前
の区立劇場「シアター1000」
を運営する同区の指定管理
者の第1号。区は現在でも
30%強の株を持つ筆頭株主だ
が、同社に対して、回収が難

しい約1億円の債権を抱えて
む格好になっている。
収益源のほぼは自主興行
も、なかなか集客につながら
ず赤字続き。株買い取りの申
し出は、区が「もはやアーツ

アーツ社をめぐる足立区の
「迷走ぶり」について、区幹
部の一人は「制度に対する認
識が甘かった」と原因があ
る」と認める。
そのわけはこうだ。区は当

いったん納めた法人税の還付
を請求したりする下々バタに
なった。
*
見切り発車で指定管理者制
度を導入し、失敗に終わった
例の一つに福島県三島町の複
合文化施設「交流センター山
びこ」がある。

社単独での再建は困難」と判
断した結果のようになっている。
*
指定管理者制度はこれまで
財団法人や3セクに限られて
いた文化ホールや美術館、体
育館などの「公の施設」の管
理運営業務を、民間に開放す
る仕組みだ。都の場合、昨年
11月現在で210施設で指定
管理者制度の導入を決め、こ
のうち46施設は公募の結果、
民間業者が選定されている。

初、劇場の管理運営を従来と
同じやり方で3セクに委託し
ようと準備を進めていた。そ
のため、指定管理者制度への
理解が不十分で、仮払金的な
「負担金」を支出し、年度末
に経費を差し引いた額を返金
させる「負担金方式」を選択
した。

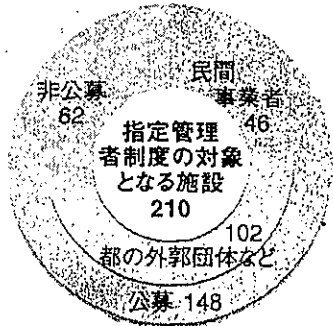
この方式では自主興行で利
益を出さないアーツ社の
手元に資金が残らない。事業
を継続させるために、区は、
そもそも取り決めのなか
った「事務手数料」約1
億4700万円の受け取
りをアーツ社に認めざる
を得なくなった。これを、
区議会などが「黒字を保
証する仕組みなら、指定
管理者にするメリットが
ない」と批判。手数料を
減額したり、アーツ社が

足立区がアーツ社の経営権
を握るためには、1000万
円単位の費用が必要になる。
もし、劇場が直営になり、ア
ーツ社が存続できなくなれ
ば、区の出資分は戻らない。
指定管理者制度は、「打ち
出の小づち」ではない。戻ら
ない導入は、負担を膨らませ
かねないケースの例は示
している。



「足立コミュニティ・アーツ」が運営する劇場「シマタ
1000」の「げら落し」公演(2004年8月)

都の指定管理者の選定状況



(数字は施設数、2005年11月現在)

減額したり、アーツ社が